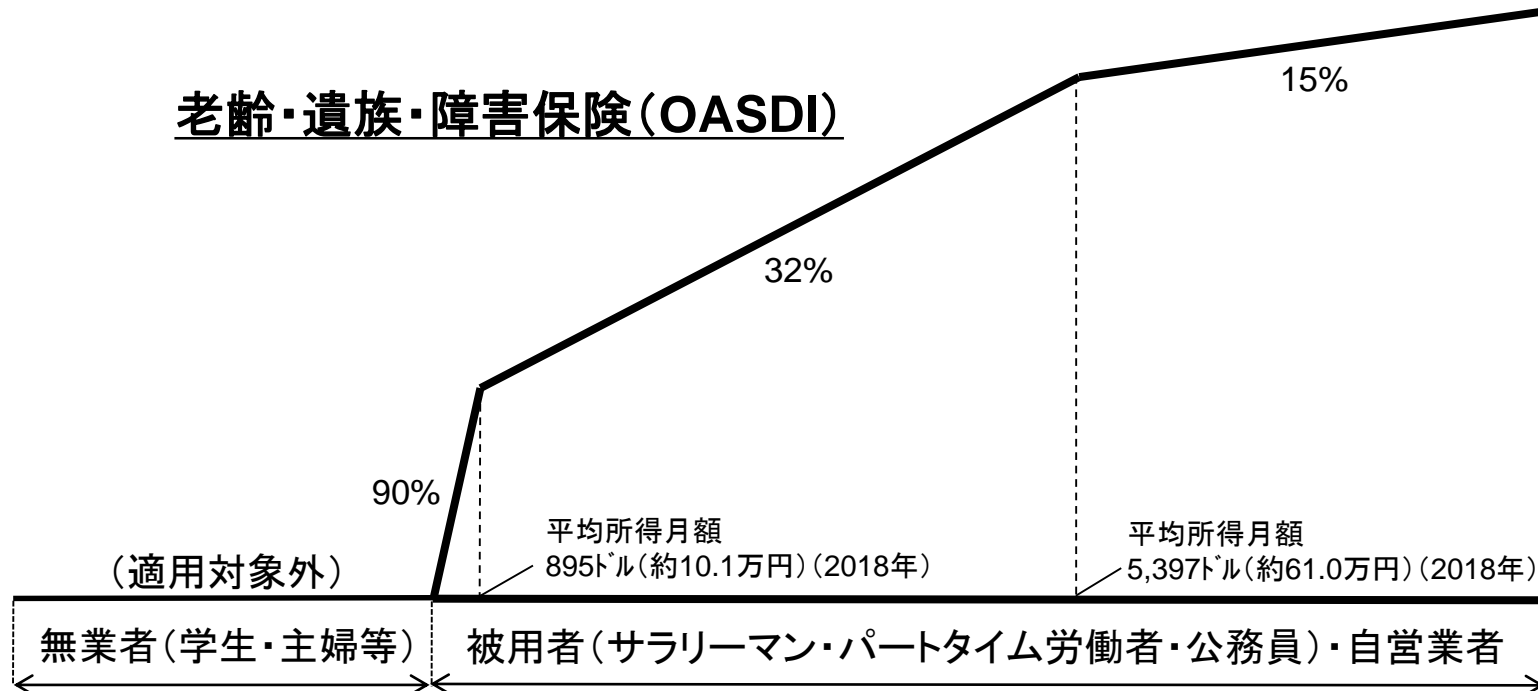


アメリカの年金制度概要

【概念図】



【制度の概要】

被用者及び自営業者を対象とした一階建ての所得比例年金（社会保険方式）

- 被保険者 (2018年末) ... 被用者及び年間所得400ドル (約4.5万円) 以上の自営業者
※ 年金支給の根拠となる保険料記録 (単位: 四半期) は、年間の所得に基づき付与され、その基準は、保険料記録1単位当たり1,320ドル (約14.9万円) (年間最大4単位まで付与される)。
- 保険料率 (2018年末) ... 被用者 : 12.4% (労: 6.2%、使: 6.2%)
自営業者: 12.4%
- 支給開始年齢 (2018年末) ... 66歳 (2027年までに67歳に引上げ予定)
※ 62歳から繰上げ受給、70歳まで繰下げ受給可能
- 最低加入期間 (老齢給付) ... 40四半期 (10年相当)
- 財政方式 ... 賦課方式
- 国庫負担 ... 原則なし

※換算レートは2018年12月中に適用された基準外国為替相場 (1米ドル=113円) による。

【給付の構造】

(老齢年金額の算定式) 基本年金=0.9A+0.32B+0.15C (月額) (2018年)

A: 平均所得月額の895ドル(約10.1万円)までの分

B: 平均所得月額の895ドル(約10.1万円)超5,397ドル(約61.0万円)までの分

C: 平均所得月額の5,397ドル(約61.0万円)超の分

※ 平均所得月額は、賦課対象となった生涯所得(再評価後)のうち、最も高い35年間分を平均して月額にしたもの。

(家族への給付)

被扶養配偶者(原則62歳以上)や18歳未満の子等に、被保険者本人の受給額の50%が支給される。

※ 本人と被扶養者の年金額の合計が過大にならないように、家族への給付には上限が設けられている。

【沿革】

1935年	社会保障法制定
1937年	老齢・遺族・障害保険制度(OASDI) 発足
1950年	OASDI制度適用範囲の拡大 (非農業自営業者等への強制適用)
1954年	OASDI制度適用範囲の拡大 (自営農業者等への強制適用)
1983年	社会保障改正法成立 <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障税率の引上げ(OASDIにかかる保険料率については1984年から5.4%(労使折半)→5.7%(労使折半)へ) ・OASDI制度適用範囲の拡大(国家及び地方公務員、NPO職員 等) ・支給開始年齢の段階的引上げ(65歳から2009年に66歳、2027年に67歳へ) 等
1990年	保険料率を12.4%(労使折半)へ(現在まで維持)

(資料出所) ・Social Security Administration(社会保障庁) HP
・政府発表資料 ほか